

令和 8 年
環境推進員ガイドブック

長 浜 市
美しい長浜をつくる会

目 次

I 環境推進員について

1 環境推進員の役割	1
2 環境保全関係の交付金等	1
(1) 資源ごみ還元報償金	1
(2) 資源ごみ容器預かり協力金	1

II ごみの適正処理について

1 ごみの分け方・出し方	2
(1) 危険物の出し方	2
(2) ごみの収集時刻	2
(3) 自然災害発生時におけるごみ収集	3
(4) ごみ収集カレンダー	3
(5) 不適正排出対策（イエローカード）	3
(6) 使用済み蛍光管の収集	3
(7) 可燃ごみの祝日収集について	3
2 ごみ集積所	3
(1) ごみ集積所整備事業補助金	4
(2) カラスネット配布制度	5
3 ごみ指定袋	5
(1) ごみ指定袋の購入について	5
(2) 自治会不適正排出対応ごみ袋の配布	5
(3) 紙おむつ類専用ごみ指定袋	6
4 その他	7
(1) 粗大ごみの集積所回収について	7
(2) 粗大ごみ・大量ごみ（不燃・粗大）の有料戸別回収について	7
(3) 家庭用電化製品4品目の処分方法	8
(4) 家庭系パソコンの処分方法	9
(5) 湖北広域行政事務センターからのお知らせ	10

III ごみの減量化について

1 食品ロスの削減	11
2 粗大ごみに出す前に、一度「リユース」を考えてみませんか？	11

IV 地域の環境美化活動について

1 自治会の清掃活動への支援	12
(1) 環境美化活動の支援	12
(2) ボランティア清掃用ごみ袋の配布	12
(3) ポイ捨て禁止等啓発看板の配布	12
2 不法投棄について	12
3 きれいなまちづくりパートナーシップ事業	13
4 廃棄物の野外焼却（野焼き）の禁止	14

V その他

1 し尿くみ取り	16
2 合併処理浄化槽	16
3 公共下水道への接続	17
4 犬の飼い方	18
(1) 犬の登録	18
(2) 狂犬病予防注射の接種	18
(3) ペットマナーの啓発	18
5 飼い主のいない猫（野良猫）について	19
6 野犬、野良猫の引き取り・捕獲	19
(1) 犬の場合	19
(2) 猫の場合	19
(3) 犬猫等の死骸の処理方法	20
7 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」	20
8 問い合わせ先	21

VI 長浜市の環境関連行事について

参考チラシ

・災害廃棄物と市民集積所について	23
・長浜市きれいなまちづくりパートナーシップ事業	24
・食品ロスを減らそう!!	26
・湖北広域行政事務センターからのお知らせ「公式LINE、ゴミ分別検索・収集日程おしらせアプリ」	28

I 環境推進員について

1 環境推進員の役割

快適な生活環境を保全するためには、市民一人ひとりが環境に配慮した生活を送り、また家庭や地域などで身近な活動を実践することが大切です。

こうした市民の環境保全意識の高揚と実践活動を推進するために、それぞれの自治会から推薦いただいた環境推進員（長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（以下「条例」という。）第25条に規定）に、次のような業務をお願いしています。

- 一般廃棄物の分別の徹底、搬出日の励行、その他一般廃棄物の適正排出についての指導および推進に関すること。
- 一般廃棄物の減量化、資源化を図る自治会活動の指導および推進に関すること。
- ごみ集積所の適正管理および一般廃棄物の不法投棄の防止に関すること。
- ごみ指定袋の使用の徹底と指導に関すること。
- 自治会における環境保全と創造への意識の啓発に関すること。

＝長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条【環境推進員の業務等】より抜粋＝

環境推進員は、地域の快適な生活環境の保全のため、自治会等における自主的な活動を促すリーダーとして、また行政と地域住民とのパイプ役として、市などが実施する環境事業、地域での学習活動や奉仕活動などへの助言など、環境保全活動の推進役として活動いただく方です。

ご活用ください！！

ごみ収集日程や分別はごみ分別検索・収集日程お知らせアプリ「[こほくる～る](#)」、台風や大雪等の収集情報は[センター公式「LINE」](#)のお友達登録でお知らせします。詳しくはP28をご覧ください。

2 環境保全関係の交付金等

(1) 資源ごみ還元報償金

- ①目的 資源ごみ売却益の地元への還元
- ②支払月 令和8年9月以降（予定）
- ③支払額 4月1日現在における自治会の世帯数に200円を乗じて得た額
※平成22年度から自治会活動振興交付金として交付
- ④問合先 長浜市 市民活躍課(TEL：0749-65-8711)

(2) 資源ごみ容器預かり協力金

- ①目的 資源ごみ容器の保管等に対する報償
- ②支払月 令和8年11月（予定）
- ③支払額 5,000円
- ④問合先 湖北広域行政事務センター 業務課(TEL：0749-62-7143)

※ 資源ごみ容器をお預かりいただいている自治会が対象です。

Ⅱ ごみの適正処理について

1 ごみの出し方

(1) 危険物の出し方

スプレー缶や燃料缶、リチウムイオン電池等が原因と考えられるごみ収集車の火災事故が過去5年間で7件発生しています。また、安全措置がされていない刃物等の混入によって収集員が怪我をする事例も発生しています。このような事故を未然に防ぐため、特に以下の品目について正しい分別をお願いします。



火災のためごみ収集車からおろされた不燃ごみの様子。ごみの中からスプレー缶類等が見つかりました。(令和3年4月撮影)

品目	正しい出し方
乾電池 リチウムイオン電池・ モバイルバッテリー	資源ごみの日に「使用済み乾電池類」と書かれた収集容器に入れて出してください。汚れていたり、腐食していても 不燃ごみ には出せません。 膨張したモバイルバッテリーは資源ごみの日に出していただくか、クリスタルプラザ、伊香クリーンプラザ（※）への直接持ち込みも可能です。
電池を取り外せない小型電子機器	バッテリーが内蔵されており、製品とバッテリーを容易に分離することができない小型電子機器は資源ごみの日に「使用済み乾電池類」と書かれた収集容器に入れて出してください。電動歯ブラシのブラシや電気シェーバーの刃など取り外せる部品は外してください。
スプレー缶	必ず穴をあけて、資源ごみの日に「スプレー缶類」と書かれた収集容器に入れて出してください。汚れていたり、錆びていても 不燃ごみ には出せません。
塗料缶・ 燃料缶など	必ず使い切って、ふたを取って資源ごみの日に「スプレー缶類」と書かれた収集容器に入れて出してください。汚れていたり、錆びていても 不燃ごみ には出せません。
ライター	できるだけ使い切って、資源ごみの日に「ライター」と書かれた収集容器に入れて出してください。汚れていたり、錆びていても 不燃ごみ には出せません。
マッチ・花火など	必ず水で濡らして発火しないようにしてから可燃ごみに出してください。
石油ストーブ・ ファンヒーター	燃料を空にして、粗大ごみに出してください。燃料が空になっているか確認できないため、 不燃ごみ には出せません。 ※燃料を使用しない電気ストーブなどは 不燃ごみ にも出せます。
ポリタンク	キャップを外し、空の状態にして粗大ごみ、または指定袋に入れて 不燃ごみ に出してください。
刃物類や割れたガラス	紙や布などに包むなど安全措置をして 不燃ごみ に出してください。また、包んだものに内容物を記入してください。

※木之本地域・余呉地域・西浅井地域のごみについては、伊香クリーンプラザへお願いします。

(2) ごみの収集時刻

収集時刻はごみ量や天候、道路工事などによる交通事情により日々変わりますので、必ず午前8時30分までに集積所に出していただきますようお願いいたします。収集ルートのご都合上、午後になってから収集する場合があります。特に大雨や積雪時などの悪天候時や連休明けなどのごみ量が多い時は収集が遅くなる場合があります。

(3) 自然災害発生時におけるごみ収集

地震や大雨、大雪、台風などの自然災害が起きると、安全のためにごみの収集を一時停止することがあります。特に大規模な災害の場合は、市や湖北広域行政事務センターから提供される情報に従って、災害ごみの収集と処理にご協力ください。（参照：資料P23）

収集が中止になる場合は、速やかに長浜市および湖北広域行政事務センターのホームページ等に掲載します。（湖北広域行政事務センター公式「LINE」の登録をお願いします。資料P28）

なお、雪などで道路状態が悪い場合、ごみ収集場所に収集車が近づくことができず、収集できないことがあります。集積所周りの除雪についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(4) ごみ収集カレンダー

令和3年4月から収集日程表をカレンダー型のデザインに変更しています。ごみ収集日シールは配布していません。

(5) 不適正排出対策（イエローカード）（参照：P21）

指定袋以外で排出されたごみ、または分別されずに排出されたごみは、黄色のステッカーを貼り、集積所に残しておくことで警告しています。ごみの減量化と資源の有効活用を推進するため、集積所の適切な管理とあわせて、適正なごみ分別についての啓発をお願いします。

また、ごみの減量化および分別方法について、希望される自治会等への「出前講座」を実施していますのでご活用ください。

(6) 使用済み蛍光管の収集

使用済み蛍光管は、粗大ごみとあわせて収集しますので、粗大ごみ集積所に置かれた回収容器に割らずに入れてください。また、次の回収容器設置場所に直接持ち込むこともできます。

【回収容器設置場所】

・クリスタルプラザ、クリーンプラント、伊香クリーンプラザ

受付時間：8時30分～12時、13時～16時30分（土日・祝日・年末年始を除く）

(7) 可燃ごみの祝日収集について

令和6年4月から、祝休日（年末年始の12月31日～1月3日を除く）に可燃ごみの収集日が重なった場合でも可燃ごみの収集を実施しています。

2 ごみ集積所

ごみ集積所を新しく設置したり場所を変更する場合は、「ごみ集積所設置届出書」または「ごみ集積所変更届出書」を提出してください。廃止される場合も「ごみ集積所廃止届出書」の提出が必要です。（規則第5条）（いずれも環境保全課受付）

ごみ集積所の設置可能となる世帯数は、ごみの種類によって概ね次の基準のとおりとなります。

（規則第6条）

① 可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装・・・30世帯に1カ所

② 粗大ごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装除く）・・・80世帯に1カ所

※住宅の立地や道路の状況等によってやむをえないと考えられる場合は、その状況により判断します。

集積所は、収集業務はもとより周辺交通の支障にならない場所とし、集積容器は収集業務が円滑に行える構造にさせていただくことが必要です。また、台風等の自然災害により、ごみ集積所が倒壊する案件が発生しています。転倒の危険がないか、自治会で今一度点検をしてください。

(1) ごみ集積所整備事業補助金

ごみ集積所付近の環境美化及び安全性を図るとともに、ごみの減量化および再資源化に関する市民活動を支援するため、自治会が設置する集積かごの整備や集積所のブロック塀の修繕や撤去に要する経費に対し、補助金を交付しています。

◇補助対象要件

補助金の交付対象となる集積かごは、自治会が地域のごみ集積所（資源ごみ用集積所を含む）に設置・維持管理するもので、次の各号のすべてに該当するものを対象とします。（折りたたみ式集積かごについては②を除く）

- ①集積所およびその周囲の環境美化が図れるもの。
- ②周囲および天井が金網、鋼板等で囲われているもの。（資源ごみ等を集積するために用いる物置型の保管庫等を含む。）
- ③前面からのごみの出し入れが容易なもの。
- ④ごみ収集車両による収集が容易な場所に設置されているもの。
- ⑤土地所有者の承諾を得て、設置されたもの。
- ⑥耐久性のある材質により製造され、強風等で倒壊することのない堅強なもの。

◇補助対象事業等（事前に環境保全課までお問合せください。）

補助金の対象となる事業、補助率および補助限度額は、以下のとおりです。

	補助対象事業	補助率	補助限度額
1	既存のごみ集積所内において、既存の集積かごに隣接して新たな集積かごを追加する事業。ただし、新たな集積所を設けて集積かごを設置する場合は除く。	1/2	新たに追加する集積かご1基につき3万円
2	集積かごの修繕等で次に該当する事業 ア 集積かごの老朽化等に伴い、一部を修繕する事業。ただし、構造上重要でない部分の修繕（塗装、腐食防止剤塗布等）のみの場合は除く。 イ 集積かごの老朽化等に伴い、全部を取り壊して新たに設置する事業 ウ カラスネット等から集積かごへ変更する事業 エ 強風や地震によるごみ集積かごの転倒の防止等を目的として行う転倒防止措置に関する事業		修繕し、又は新たに設置する集積かご1基につき3万円
3	既存のごみ集積所を統合（2箇所以上）して、新たな集積かごを設置する事業。		新たに設置する集積かご1基につき10万円
4	既存のブロック塀を修繕し、又は撤去する事業。ただし、修繕する場合は、建築基準法施行令（昭和25年号外政令第338号）第62条の8の規定に適合するブロック塀であること。		修繕し、又は撤去するブロック塀1集積所につき3万円

(2) カラスネット配布制度（集積所のカラス被害防止）

諸事情により集積かごが設置できないごみ集積所では、カラスなどによるごみの散乱被害が危惧されます。自治会から要望がありましたら市販されているカラス対策用のネットをお渡しします。

◇配布物および方法

カラスネット（大きさ 好 3.00m×ヨ 4.00m 網目4ミリ）

自治会（自治会長または環境推進員）からの申請により環境保全課または北部合同庁舎くらし窓口課でお渡しします。

3 ごみ指定袋

本市の可燃・不燃ごみの収集は、指定袋の単純従量制による有料収集です。

単純従量制とは、指定袋代を負担していただくことで、ごみの排出量が多いほど負担が増し、逆に少ないほど負担が軽くなる仕組みで、全国で最も多く採用されている制度です。

この制度により、ごみの排出抑制と再生利用の促進、処理経費の適正化、費用負担の公平化および財政負担の軽減を図っています。

(1) ごみ指定袋の購入について

① 販売価格

区 分 規 格	大袋 (45 ㍻)	中袋 (30 ㍻)	小袋 (20 ㍻)
家庭用可燃ごみ指定袋	450 円 (1 袋 : 10 枚入)	300 円 (1 袋 : 10 枚入)	200 円 (1 袋 : 10 枚入)
家庭用不燃ごみ指定袋	450 円 (1 袋 : 10 枚入)	300 円 (1 袋 : 10 枚入)	

② 家庭用ごみ指定袋の販売取扱先

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の販売登録店で販売しています。

最新の販売登録店については、湖北広域行政事務センターのホームページ (<http://www.kohoku-kouiki.jp/>) に掲載されていますので、ご確認ください。

③ 事業所用可燃ごみ指定袋（赤色）の販売取扱先

事業所や商店、自治会活動（ボランティア清掃を除く）等から排出されたごみ用の袋です。市役所本庁舎環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課、各市民サービス窓口で販売しています。（20枚入り 4,000円）

(2) 自治会不適正排出対応ごみ袋の配布

自治会の集積所に、不適正な状態（指定袋に入っていない、分別できていないなど）でごみが出されていた場合は、黄色のステッカーが貼られ収集されません。不適正に排出されたごみは、自治会に配布している自治会不適正排出対応ごみ指定袋に入れて集積所に出し直すか、湖北広域行政事務センターの処理施設に直接持ち込んでください。自治会不適正排出対応ごみ袋（可燃・不燃）は、一定枚数を無償でお渡しします。（環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課および各市民サービス窓口で配布）

(3) 紙おむつ類専用ごみ指定袋

ごみ指定袋の有料制は、市民の皆さんに分別の徹底をお願いし、少しでもごみを減らすことを目的としています。しかし、乳幼児や要介護者など、常時、紙おむつ類の使用頻度が多い家庭においては可燃ごみの減量が難しいため、申請いただければ「紙おむつ類専用ごみ指定袋」を無料でお渡ししています。

① 交付対象者

長浜市に住所を有し、在宅で常時、紙おむつ類を必要とする次に該当する方。

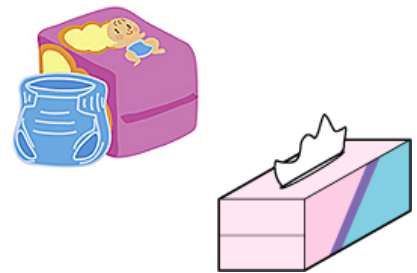
- ・乳幼児
- ・要介護者等 ※病院や福祉施設などで使われるものは対象になりません。

② 交付枚数

対象者1人あたり50枚

③ 紙おむつ類専用ごみ指定袋で排出できるもの

- ・紙おむつ
- ・尿取りパット
- ・処理に使用した少量のティッシュ
- ・紙おむつ用の消臭袋
- ・おむつポットカードリッジ



※新聞紙など中身が見えないもの等、上記以外のごみが混在している場合は収集できません。

※可燃ごみ収集日に集積所に出してください。

※紙おむつ類専用ごみ指定袋を使い切った場合は、可燃ごみ指定袋で出してください。

※不要になった紙おむつ類指定袋を他人に譲ることはできません。

④ 申請方法等

1. 申請方法 : 申請書に必要事項(使用者の氏名、生年月日、申請者との続柄、申請理由)を記入し、受付窓口に提出してください。印鑑は不要です。代理(家族の方等)の申請もできます。
2. 交 付 : 申請書を確認後、専用袋をお渡しします。交付は年度間に1回限りです。
3. 受付場所 : 環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課、各市民サービス窓口

4 その他

(1) 粗大ごみの集積所回収について

粗大ごみは、1年間に2回、各自治会の指定集積所での回収を行います。

各家庭から出せるのは1年間に6個までで、1個ごとに名前を記入したエフをつけて集積所へ出してください。エフは、ごみ収集カレンダーにあわせて3月に自治会長あてに世帯数分（1世帯あたり6枚×世帯数）をお渡しします。

粗大ごみの集積所への出し方

家庭から出る粗大ごみについては、次のとおり収集します。

（工場、商店、事業所、自治会などからのごみは対応できません。）

◆収集回数 年2回

◆搬出方法 市が配布した「エフ」を付けて、収集日の午前8時30分までに指定の集積所に出してください。

◆収集対象

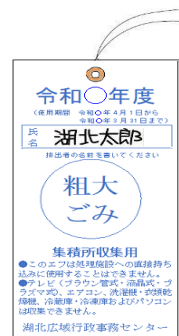
- ①大きさ・・・ごみ指定袋に入らないもの
- ②重さ・・・1品目あたり60kg程度まで
- ③数量・・・各家庭で年間に6個まで

※上記の制限を超える粗大ごみは、クリーンプラントまたは伊香クリーンプラザへ持ち込んでください。布団・畳・カーペット、スプリングのないマットレスなどの可燃性粗大ごみもエフを付けて集積所に出せますが、持ち込む場合はクリスタルプラザおよび伊香クリーンプラザへ持ち込んでください。

持込手数料は10kgあたり80円です。

◆注意事項

- ①昨年度までのエフは使用できません。
- ②湖北広域行政事務センターの処理施設へ直接持ち込む場合は、エフは使用できませんので有料となります。
- ② エフは、紛失されても再交付はできませんので、大切に保管してください。
- ④リサイクル家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）、バイク、ボイラー、消火器、バッテリー、タイヤ、ホイール、電気温水器、ガスボンベ等は収集も持ち込みもできませんので、販売店などで引き取ってもらってください。



(2) 粗大ごみ・大量ごみ（不燃・粗大）の有料戸別回収について

通常の集積所回収に加えて、家庭から出る粗大ごみや大量ごみ（不燃・粗大）を自宅付近まで収集に伺うサービス（有料）があります。

戸別収集を希望される場合は、粗大ごみ受付センターでの事前申し込みと粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券が必要です。なお、令和6年3月から、「粗大ごみ戸別収集」が「LINE」から予約できるようになりました。湖北広域行政事務センターの「LINE」公式アカウントに登録すると、いつでも申込みが可能です。（参照：P28）収集可能日や料金については、湖北広域行政事務センターホームページやごみ分別アプリでご確認いただくか、または同センターまでお問合せください。



【事前予約・問い合わせ先】

粗大ごみ受付センター
（湖北広域行政事務センター内）
TEL：0749-65-1870

◆粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券の取扱所

市役所本庁舎福祉コンビニ、北部合同庁舎くらし窓口課・各市民サービス窓口、
クリスタルプラザ、市内平和堂各店、イオン長浜店など

(3) 家庭用電化製品4品目の処分方法

エアコン・テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）は粗大ごみには出せません。

家電リサイクル法により、家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫《冷凍庫》・洗濯機《衣類乾燥機》）は、収集できません。商品を買った店か、新しい商品を買われる店舗または家電量販店で引き取ってもらってください。家電4品目のリサイクル料金の目安は次表のとおりです。（メーカーや大きさにより異なります。）

リサイクル料金（目安）消費税込		収集運搬料金	
エアコン	約2,000円	販売店等により異なりますので、詳しくは販売店等にお問い合わせください。	
テレビ （液晶・プラズマ含む）	画面サイズが16型以上		約4,000円
	画面サイズが15型以下		約3,000円
冷蔵庫（冷凍庫）	内容積が171ℓ以上		約6,000円
	内容積が170ℓ以下		約5,000円
洗濯機・衣類乾燥機	約3,000円		

【引き取りを依頼する店舗がない場合】

① クリーンプラント・伊香クリーンプラザに持ち込む場合

事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ持ち込んでください。ただし、運搬料3,000円が別途必要になります。

② ご自身で指定引き取り場所まで運ぶ場合

事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所（下記）へ直接持ち込んでください。運搬料3,000円は不要です。

《指定引き取り場所》

◆日本通運(株) 長浜指定引取場所	住 所：長浜市山階町 253-1 TEL：0749-62-1610
◆(有)中村総合解体	住 所：敦賀市木崎 77-3-1 TEL：0770-22-3521
◆高島運輸(株)	住 所：高島市安曇川町五番領 151-1 TEL：0740-32-0270
◆高島運輸(株) 彦根営業所	住 所：犬上郡多賀町大字中川原 454-2 TEL：0749-21-3540

③ 家電リサイクル協力店に依頼する場合

滋賀県電器商業組合には、その店で購入されていない家電リサイクル品でも引取相談ができる家電リサイクル協力店があります。(ご自宅まで引き取りに伺うサービスもあります)

収集料金等については、各お店に直接お問い合わせください。詳しくは下記の市内協力店名簿をご覧ください。(令和7年4月1日現在)

社店名	住所	電話
(有)ゆたか商会	長浜市宮前町9-26	0749-62-0162
(有)中村電機商会	長浜市元浜町20-6	0749-62-1032
山田デンキ	長浜市祇園町350-5	0749-62-1359
西河電器	長浜市神前町9-33	0749-63-7878
上野電器	長浜市三ッ矢元町14-6	0749-62-5057
(株)木沢電気工業所	長浜市八幡中山町1027-11	0749-62-0681
(有)大正堂商事部	長浜市朝日町4-18	0749-62-0909
(株)ピアレキタガワ	長浜市曾根町350	0749-72-2406
(株)速水電機商会	長浜市木之本町木之本1944	0749-82-2050
(有)マサキデンキ	長浜市余呉町中之郷1238-1	0749-86-2162

(4) 家庭系パソコンの処分方法

家庭系パソコンは、粗大ごみ・不燃ごみには出せません。メーカーが回収し、リサイクルすることで貴重な資源を再利用することができます。

① メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会に依頼する方法

PCリサイクルマーク(右図)があるか確認してください。



※このマークは、平成15年10月1日以降に販売されているパソコンについています。

◇マークのある場合・メーカーが設置する受付窓口で申し込んでください。(リサイクル料金は不要)

◇マークのない場合または回収するメーカーがない場合(自作や廃業したメーカー、輸入販売会社のパソコン)は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」が有償で回収し、再資源化します。

一般社団法人パソコン3R推進協会
TEL: 03-5282-7685
HPアドレス: <http://www.pc3r.jp>

② 宅配便によるパソコン回収を依頼する方法

長浜市では小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)と連携協定を締結し、パソコンや小型家電の宅配回収を推進しています。料金は1箱あたり1,760円(税込)がかかりますが、パソコンを含む場合は無料でご利用いただけます。詳細はリネットジャパンリサイクル(株)の問い合わせ窓口にお尋ねください。

【回収の申し込み方法】

1. リネットジャパンリサイクル(株)のホームページから申し込み

2. パソコンおよび小型家電をダンボールに詰める。

※ダンボールがない場合、申込時に注文することもできます。(有料)

3. 指定した日に宅配業者が自宅まで引取りに来る。

リネットジャパンリサイクル株式会社
TEL: 0570-085-800
HPアドレス: <https://www.renet.jp>

(5) 湖北広域行政事務センターからのお知らせ

◎ 施設への持ち込みに関するお願い(詳細は「こほくる〜」をご覧ください)

① ごみ搬入時における本人確認について

センターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長浜市・米原市外で発生するごみが搬入されることを防ぐとともに、収集運搬業許可を受けていない者が業として収集運搬を行っていないかを確認するため、ごみ搬入時に一般廃棄物搬入申請書の提出と本人確認資料(免許証、保険証など)の確認をしております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、一般廃棄物搬入申請書の事前記入をお願いします。(一般廃棄物搬入申請書はセンターホームページに掲載しているほか、センター・市窓口で配付しています。)

② クリーンプラントへの毎月第4日曜日と12月29日、30日のごみ持ち込みは事前予約制です

施設への直接持ち込みの件数が年々増加傾向にあり、特に毎月第4日曜日と12月29日、30日の持ち込みが非常に多いため、搬入道路の渋滞緩和、待ち時間の短縮等を目的として事前予約制を導入しています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。なお、平日の持ち込みは、これまでどおり予約不要です。

【予約方法(第4日曜日の場合)】

持ち込まれる月の1日～第4日曜日の2日前の金曜日までに電話予約してください。(土日祝を除く)

事前予約専用番号 0749-74-1300

※自治会の清掃活動で回収された散在性ごみを持ち込まれる場合は、事前予約は不要ですが、長浜市が発行する「公用ごみ処分依頼書」が必要です。

③ 混雑する日時は避けてください

休み明けの平日や大型連休の前後、第4日曜日などの特別開場日は持込車両が非常に多く、施設内が大変混雑します。お帰りいただくまでかなりの待ち時間が発生していますので、比較的持込件数の少ない週の後半での持ち込みをご検討ください。また、混雑緩和のため、少量ごみは集積所に出していただきますようお願いいたします。

④ クリスタルプラザ場内のライブ配信を始めました！(右記のQRコードからご覧いただけます。)

クリスタルプラザ場内の混雑状況をリアルタイムでお知らせするライブカメラの映像の配信をYouTubeで始めました。ごみを持ち込む際の参考にご活用ください。



◎ その他のお願い・お知らせ

資源ごみの持ち去りを見つけたら

集積所に出された空き缶や古紙などの資源ごみ、自転車などの持ち去り事案が発生しています。資源の持ち去りは、センターの貴重な財源を失うだけでなく、集積所の管理や住民の皆さまのリサイクル意識を低下させることにつながります。センターでは定期的なパトロールを行うなど持ち去りの防止に努めています。

持ち去りの現場を発見した場合は、可能であれば日時・場所・車種・車体の色・ナンバー・持ち去り品目などを控え、センター業務課(0749-62-7143)までご連絡ください。ただし、持ち去る者に声掛けや注意をしたり、不審車両を追跡したりすることは危害を加えられる可能性がありますのでしないでください。

Ⅲ ごみの減量化について

1 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では年間464万トンもの食品ロスが発生していると言われます。家庭から出る『生ごみ』の減量がごみの大幅な減量につながります。

◆食品ロスの削減のために私たちができること

- ① 余分な食材を買わない
買い物に行く前には必ず冷蔵庫の中身をチェックする。
- ② 食材を使い切る
食材が残ったら、鍋料理等にアレンジして使い切る。
- ③ 食べ切る
料理は食べ切れる量だけつくる。

◆期限表示の意味を理解する

- ① 消費期限
品質の劣化が早い商品に表示されている。安全に食べられる期限のことです。
(例) サンドイッチ、おにぎり、生もの、お総菜など
- ② 賞味期限
品質の劣化が遅い商品に表示されている。おいしく食べられる期限のこと。期限が過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。
(例) 調味料、スナック菓子、缶詰、レトルト食品など

2 粗大ごみに出す前に、一度「リユース」を考えてみませんか？

もういらないけど、捨てるのはもったいない・・・

お近くのリユースショップに持ち込めば、必要としている人に使い続けてもらえるかもしれません。ショップに行くのが大変な時はネットで「リユース」を検討しましょう。

市が提携したリユースプラットフォーム「おいくら」「ジモティー」を活用して、ごみとして出す前にリユースに繋げてみませんか？

○「おいくら」を利用

一度に複数のリユースショップの買取価格を比較し売却できるサービス
(出張買取では自宅まで来てくれる。自分で運べないような大型品も査定対象。)



○「ジモティー」を利用

不要になったが、まだ使えるモノを個人間で譲ることができるサービス
(地域内で取引先が見つかる。有料、無料どちらでも譲り合いができる。)



IV 地域の環境美化活動について

1 自治会の清掃活動への支援

(1) 環境美化活動の支援

市では、自治会で実施される環境美化活動を支援しています。以下のルールがありますので、ご協力をお願いします。

○自治会清掃活動で回収された散在性（ポイ捨て）ごみは、可燃・不燃に分別してください。空き缶やペットボトルなどの資源ごみであっても、汚れているものは、可燃・不燃に分別してください。

（例）汚れているペットボトル → 可燃 汚れているびん、空き缶 → 不燃

○自治会清掃活動で回収された散在性ごみを自治会で処理施設まで持ち込んでいただける場合は、市で処分料が免除となる「公用ごみ処分依頼書」を作成しますので、持ち込み当日または事前に環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課および市民サービス窓口までご連絡ください。

（第4日曜日に持ち込まれる場合は事前に連絡をお願いします。）

○除草作業によって発生した草などは、堆肥として再利用するなどできるかぎり地域内での処分をお願いします。

(2) ボランティア清掃用ごみ袋の配布

市では、ボランティア清掃活動に必要なごみ袋を無償でお渡ししています（環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課および市民サービス窓口で配布）。

なお、ボランティア清掃用としてお渡ししたごみ袋（袋上部にごみゼロ大作戦と記載）は、1回の収集日に付き、自治会で10袋まで集積所へ出すことができます。また、自治会でクリーンプラント等の処分場まで持ち込まれる場合は、平日のほか年末を除き第4日曜日も持ち込みが可能です。（ボランティア袋で処理施設に持ち込む場合「公用ごみ処分依頼書」が必要です）

(3) ポイ捨て禁止等啓発看板の配布

自治会からの申請により、啓発看板をお渡しします。設置に際して必要な調整事項や手続き等は、自治会でお願いします。（配布できる枚数には限りがあります。）

2 不法投棄について

家庭ごみや粗大ごみ、家屋を壊したときに出る建設廃材など、さまざまな廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づいて適正に処理されなければなりません。

ごみを適正に処理せずに、山林や河川などに捨てたり放置したりすることを不法投棄といい、廃掃法に基づき個人の場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科（法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。

※不法投棄を発見した場合（先ずは警察へ連絡をお願いします）

不法投棄した者が回収することが原則ですが、その者が特定できない場合は、土地や建物の占有者や管理者が処分することになります。市が管理する道路や公園などに不法投棄物があり、ごみの内容物から不法投棄した者が特定できる場合は、警察との連絡を密にし、その者に回収を命じます。

3 きれいなまちづくりパートナーシップ事業

市では、市民の快適な生活環境を守るため、自治会や地域づくり協議会とパートナーシップ協定を締結し、地域と市が協働で不法投棄を未然に防止する活動に取り組み、「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」を推進しています。令和8年1月現在で35団体に取り組んでいただいています。

(1) きれいなまちづくりパートナーシップ事業の概要

不法投棄を未然に防止するため、継続して下記の活動に取り組む自治会等に、補助金や活動PR用資材の配布などの支援を行います。

- ・不法投棄防止パトロール 年10回以上
- ・散乱ごみの収集 年2回以上
- ・不法投棄防止のための周辺環境の整備
または啓発活動 年1回以上



周辺環境の整備
(不法投棄防止柵の設置)

(2) きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結団体

速水自治会	大東町自治会	高月町唐川自治会
相撲庭町自治会	錦織町自治会	曾根町自治会
千草町ひと・まち・地域創造会議	飯山町自治会	木之本自治会
重則自治会	西黒田ふるさと振興会議	落合町自治会
平塚町自治会	大浦自治会	西上坂町自治会
柏原自治会	馬上自治会	野瀬町自治会
新居町自治会	虎姫本町自治会	分木町自治会
六荘地域づくり協議会	馬渡自治会	東野町自治会
南田附町自治会	新庄寺町自治会	谷口町自治会
廣瀬自治会	八幡東町自治会	上丹生自治会
横波自治会	田村町自治会	三田町自治会
宮部町自治会	今川町自治会	(令和8年1月現在)

きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金の概要

活動内容	対象経費	補助率	限度額
○不法投棄防止パトロール ○散乱ごみの収集 ○不法投棄防止のための周辺環境の整備または啓発活動	消耗品費、燃料費、印刷費、原材料費、賃借料、保険料、その他必要と認められる経費。備品の購入は除く。(ただし、保険料については事業実施参加人数一人一日当たり50円以内)。	2/3	各補助の総額で150,000円以内
	家電リサイクル法対象等の廃棄物処理費用	10/10	
	湯茶等にかぎる飲料費。活動実施1回一人当たり150円以内、かつ総事業費の1/5以内とする。(150円/人×実施人数×実施回数)	1/2	

【問い合わせ先】長浜市環境保全課 TEL: 65-6513

4 廃棄物の野外焼却（野焼き）の禁止

(1) 野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています

一般家庭や事業所から出るごみを野外で焼却処理する「野焼き」は、廃掃法により禁止されています。

ごみを燃やすと煙や悪臭による周辺トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、場合によってはダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康への悪影響が出る可能性があります。

ごみを安易に焼却しないで、「こほくる〜」に基づいて適正に処理してください。

《野外焼却の例》 全て法律違反です！



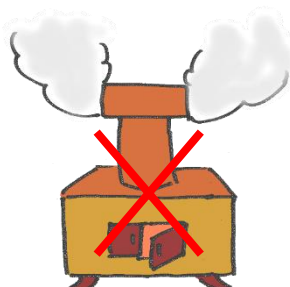
ドラム缶を用いての焼却



地面や地面に掘った穴で焼却



ブロックなどで囲っての焼却



不適合焼却炉での焼却

(2) 野焼きには罰則が課せられます

違反した場合、廃掃法に基づき個人の場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科（法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。また、直罰規定によってその場で検挙または逮捕される場合があります。（直罰＝指導、勧告、措置命令等を行うことなく、直ちに罰則をかけること。）

(3) 野焼き禁止の例外

ただし、次の場合は野焼き禁止の例外とされています。（廃掃法施行令第14条より抜粋）

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例：どんど焼きなど地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例：農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の焼却

○たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例：たき火、バーベキュー、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材等の焼却、暖をとるための落ち葉や薪の焼却

○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例：河川管理者による河川管理を行うための廃棄物の焼却

○震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

例：災害等の応急対策、火災予防訓練

野焼きは、法規制もさることながら近隣の方に迷惑をかけないことが重要であり、例外とされている場合であっても周辺から煙やにおいて苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象となります。

※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）の焼却や常習性がある等の悪質な場合には、警察署へ連絡してください。

（４）焼却炉を使用した廃棄物の焼却

廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却炉を用いて、環境大臣が定める方法により焼却することが定められています。焼却炉を使用した廃棄物の焼却であっても、以下の基準を満たしていない場合は使用できません。基準に違反して焼却を行った場合は、野焼きと同様に罰則があります。

《廃棄物焼却炉に関する基準》

焼却方法

- 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 煙突の先端から火炎または黒煙が排出されないように焼却すること。
- 煙突から焼却灰および未燃物が飛散しないように焼却すること。

焼却炉の構造基準

- 空気取入口および煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800℃以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

V その他

1 し尿くみ取り

し尿のくみ取りは、お住まいの地域を確認のうえ、下表の業者に直接申し込んでください。くみ取り手数料は、直接業者に支払ってください。

し尿収集運搬委託業者一覧

長浜	浅井・びわ 虎姫・湖北	高月・木之本 余呉・西浅井
(株)ライフリリース TEL：62-1356	(株)テックアシスト TEL：74-8444	(有)伊香清掃センター TEL：82-2208
橋本クリーン産業(株) TEL：62-4095		

2 合併処理浄化槽

下水道や農業集落排水処理施設へ接続できない、または接続までにおおむね7年以上かかる地域で住宅の新築・改築等を行う場合には、河川の水質汚濁防止のため、生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽の設置が県条例により義務づけられています。

下水道区域等は、見直される場合があるため、環境保全課までご相談ください。

なお、浄化槽の設置に際し、あらかじめ浄化槽設置届または設置調書を市に届け出すことが必要です。

※浄化槽の維持管理について

浄化槽は、適正な維持管理を行わないと本来の機能が発揮されません。浄化槽法では、下記のような維持管理の義務が設置者に課されています。

① 浄化槽の清掃 年1回以上

清掃とは、浄化槽の汚泥の引き抜き、機械類の洗浄などをいいます。この業務は、湖北広域行政事務センターの許可を受けた浄化槽清掃業者でしかできませんのでセンターに登録された業者に申し込んでください。なお、清掃の記録は3年間保存してください。

合併処理浄化槽許可業者一覧

長浜	浅井・びわ 虎姫・湖北	高月・木之本 余呉・西浅井
(株)ライフリリース TEL：62-1356	(株)テックアシスト TEL：74-8444	(有)伊香清掃センター TEL：82-2208
橋本クリーン産業(株) TEL：62-4095		

②浄化槽の保守点検 4か月に1回以上

各種装置の稼働状況の点検や修理、汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。滋賀県に登録された保守点検業者に申し込んでください。

【問い合わせ先】滋賀県循環社会推進課 TEL：077-528-3471

③浄化槽の検査（法定検査）

- ・ 設置後等の水質検査 設置3か月を経過した日から、5か月以内に1回
- ・ 定期検査 年1回

平常の保守点検や清掃が適正かどうかを判断するもので、毎年1回検査を受けなければなりません。

県知事指定検査機関である（公社）滋賀県生活環境事業協会に申し込んでください。

【問い合わせ先】（公社）滋賀県生活環境事業協会 TEL：077-535-9210

水質検査の結果、不適正であると判定があった場合には、工事業者や保守点検業者に相談のうえ、適切な措置をとらなければなりません。

④浄化槽の廃止

浄化槽を廃止した場合、廃止した日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を環境保全課に届けてください。また、浄化槽を廃止される場合は、必ず清掃業者による最終清掃を行ってください。

⑤浄化槽の管理者変更

転居や売買等で浄化槽管理者を変更された場合は、変更日から30日以内に環境保全課まで「浄化槽管理者変更報告書」を提出してください。

3 公共下水道への接続

トイレの水洗化工事や排水設備工事は、市に登録された指定業者に申し込んでください。

なお、浄化槽を設置されていた方は、「浄化槽廃止届」を廃止した日から30日以内に環境保全課に提出してください。

（問い合わせ先）長浜市下水道施設課 電話：65-1601

4 犬の飼い方

(1) 犬の登録

犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合は、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、法律の定めにより犬の登録を申請しなければなりません（狂犬病予防法第 4 条）。環境保全課及び北部合同庁舎くらし窓口課、または集合注射実施時の会場や動物病院で登録できます。

(2) 狂犬病予防注射の接種

犬は、1 年に 1 回、狂犬病予防注射を受けなければなりません（狂犬病予防法第 5 条）。

狂犬病はウイルスによる病気です。人間には、狂犬病にかかった動物に咬まれることによって感染し、発病すれば治療法がないことから死に至る病気です。日本国内では、1957 年以降の発生は確認されていませんが、東南アジア諸国などの大陸では今も発生しており、いつ侵入してくるかわかりません。数年前には、海外からの帰国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

市では、飼い主への啓発を行い、市内で集合注射の会場を設けて狂犬病予防の徹底を図っています。

※集合注射とは、4 月と 5 月に各市民サービス窓口や公民館など市内各所に予防注射会場を設けるもので、日程については、飼い主へハガキで通知するほか、市広報や市ホームページなどでお知らせしています。最新の情報については、ホームページでご確認ください。

(3) ペットマナーの啓発

犬の散歩をしてふんの後始末をしない方がおられるなどの苦情が寄せられています。市では、「さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき、市広報などを通じて啓発活動を行っています。

自治会での取り組みに関して、次の啓発用品をお渡ししますので、必要な場合は、自治会からお申し込みください。

① ペットマナー向上の啓発看板（ペットのふん禁止！）

※設置にかかる調整・手続き等は、自治会でお願いします。

※配布できる枚数には限りがあります。

② 普及啓発チラシ

（チラシの種類）

- ・不妊去勢をしてあげましょう！
- ・飼い主のいない猫は幸せ？
- ・ねこを飼ってる方へ
- ・犬は吠えるもの！？
- ・持っていますか？飼い主の自覚と責任

※このチラシは(一財)滋賀県動物保護管理協会のホームページから閲覧できます。



5 飼い主のいない猫（野良猫）について

野良猫にエサを与える方がおられ、エサ場周辺の住宅の敷地内に、ふん害や悪臭をもたらしている
と苦情が寄せられています。野良猫がかわいそうだからと行うエサやりが、周辺住民の迷惑になり、
猫を不幸にすることもあります。エサを与えるのであれば、下記のような責任を持った対応が必要で
す。

- (1) 飼ってもらえる人をさがす
- (2) 不妊去勢手術を施し、今以上に増やさないようにする
- (3) 食器や食べ残しの後始末を必ず行う
- (4) トイレを設置し、排泄物の管理を行う

※地域猫活動に対する補助金制度(滋賀県、長浜市)

- 滋賀県 お問い合わせ先：滋賀県動物保護管理センター TEL：0748-75-1911
- 長浜市 令和4年7月より、地域の飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するために活
動される団体に公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケッ
ト」を発行しています。

6 野犬、野良猫の引き取り・捕獲

犬や猫の飼い主には、その動物を適正に飼養・保管する責務があります（動物の愛護及び管理に関
する法律第7条）。できる限り終生飼育をし、やむを得ず飼えなくなった場合でも、新しい飼い主を
捜していただくことが大切です。

なお、犬や猫の引き取り等は次のようになっています。

(1) 犬の場合

	問い合わせ先	対応
野犬の捕獲	滋賀県動物保護管理センター（湖南市） （TEL：0748-75-1911）	毎週火、水、金曜日巡回 捕獲檻設置場所等、協力く ださい。
飼い犬の引取 （有料）	滋賀県動物保護管理センター（湖南市） 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（TEL：65-6664）	相談窓口にお問合せくだ さい。
行方不明犬	環境保全課、滋賀県動物保護管理センター 湖北健康福祉事務所（長浜保健所） 長浜警察署（TEL：62-0110） 木之本警察署（TEL：82-3021）	各窓口へご照会くださ い。

(2) 猫の場合

飼い猫は、飼い主の相当な理由がない限り、長浜保健所で引き取り（有料）ができません。

野良猫は、引き取りも捕獲も行っておりません。ケガなどで自活できない猫にかぎり、動物愛護の観
点から長浜保健所が引き取っています。

(3) 犬猫等の死骸の処理方法

民家の敷地や駐車場など、自己で管理している敷地内に犬猫等の死骸がある場合は、それぞれ土地の管理者で次の方法により処理をお願いします。

【処理方法】

死骸を袋に入れた後、段ボール箱に入れ、さらにその段ボール箱を袋に入れて、クリスタルプラザへ持ち込んでください。

※野良犬・野良猫の場合、処理料金はかかりません。

なお、道路などの公共用地で交通事故などで死亡し、放置されている場合があります。この場合は、死亡させた自動車の運転者等が処理を行うことが原則です。お気づきになったときは、その処理にご協力いただく一方、処理が困難な場合は、公共用地の管理者に処分を依頼してください。

※犬猫等の死骸を発見した際の連絡先

国道（国道8号線）	滋賀国道事務所 彦根維持出張所（TEL：0749-22-1140）
県道および国道8号線以外の国道	長浜土木事務所 管理調整課（TEL：65-6644）
市道	長浜市 道路河川課（TEL：65-6532）
その他の公共施設	施設の管理者へご連絡ください。
私有地	所有者または管理者へ処分を依頼してください。

7 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」

令和7年7月に確認されて以降、湖北、高月地域の高時川沿いでも複数の被害木が確認されました。被害の拡大を防ぐために、早期発見、早期対応が必要です。

【特徴】

- ・ 幼虫が寄生し、サクラやウメ、モモなどバラ科の樹木を枯死させる。
- ・ 5月下旬から9月に成虫が発生し、300～1,000個の卵を産むなど繁殖力が強い。



【お願い】

- ・ 被害を受けると木の幹や根元にフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）が溜まります。自治会内で被害が出ていないか、可能な範囲でご確認ください。
- ・ 虫やフラスを見つけたときは、環境保全課まで情報提供ください（場所、木の種類、状況の写真、連絡先）。市で確認後、防除等についてご案内します。

●市のホームページ

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015968.html>



8 問い合わせ先

【長浜市役所】

課名	電話番号	FAX番号
市民生活部 環境保全課	65-6513	64-1437
北部合同庁舎 暮らし窓口課	82-5901	82-5930

【湖北広域行政事務センター】

課名・施設名	電話番号	FAX番号
業務課 (ごみの分別についてなど)	62-7143	65-0245
クリスタルプラザ (可燃・資源ごみの持ち込み)	62-7141	65-0245
クリーンプラント (不燃・粗大ごみの持ち込み)	74-3377	74-3376
伊香クリーンプラザ	88-0088	88-0188

イエローカードの記載例

(他に可燃ごみ用、不燃ごみ用、粗大ごみ用などがあります)

このごみは収集できません(スプレー缶・ライター用)

- スプレー缶類は、穴をあけガスを抜いて出してください。
- 塗料缶類は、中身を空にして、ふた(キャップ)を取って出してください。
- このスプレーは、容器本体がプラスチック製です。穴をあけて不燃ごみに出してください。
- 炭酸ガスカートリッジ(ボンベ)は中身を空にして、不燃ごみに出してください。
- その他排出基準が守られていないので収集できません。

()

湖北広域行政事務センター 業務課 ☎ 62-7143

VI 長浜市の環境関連行事について

年間行事予定について紹介します。

時期	名 称	概 要
5月30日	ごみゼロ大作戦	5月30日は県が定める環境美化の日です。この日を基準日として県内でごみゼロ大作戦が実施されます。市では環境美化活動を実施します。
7月1日	琵琶湖・余呉湖一斉清掃	7月1日は県が定める環境美化の日です。この日を基準日として県内で琵琶湖を美しくする運動が実施されます。市では、7月1日前後に琵琶湖・余呉湖周辺の一斉清掃活動を実施します。
12月1日	県下一斉清掃	12月1日は県が定める環境美化の日です。この日を基準として県内で県下一斉清掃運動が実施されます。市では環境美化活動を実施します。

※その他や詳細については、市広報やホームページを通じてお知らせします。

災害廃棄物と市民集積所について

～自治会の皆さまへ協力をお願いします～

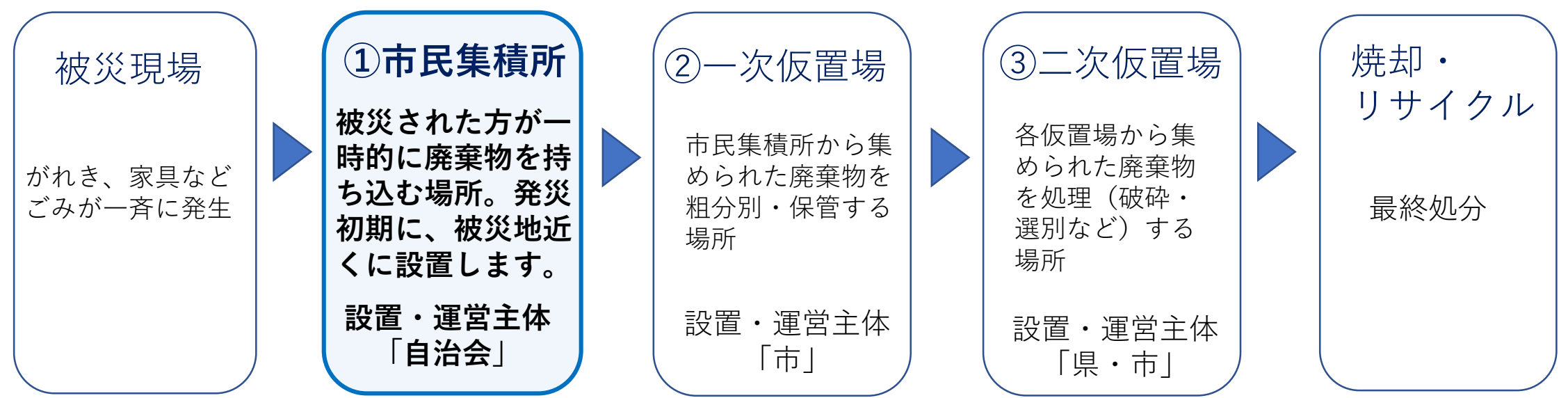
大規模な災害が発生すると、家や建物の倒壊・破損により大量の「がれき」や「家具」、「家電」などのごみが一斉に発生します。これらの廃棄物を『災害廃棄物』といいます。

災害から一日も早い復旧・復興のためには、災害廃棄物を分別して、被災現場から撤去し、適切に処理することが大切です。その初期対応の要となるのが、自治会等で設置・運営いただく「市民集積所」です。

災害廃棄物処理フローと各役割（市民集積所・仮置場など）

大規模災害が発生した際には、多くの災害廃棄物が生じ、処理には時間を要します。このため、一時的な保管場所として、自治会等が設置する「市民集積所」と、県・市が設置する「仮置場」があります。

災害廃棄物は「市民集積所」に集められた後、仮置場に一時保管し、焼却施設やリサイクル施設等で処理します。



「市民集積所」設置の検討にご協力ください

市民集積所の事前検討が、早期の復旧につながります。

災害後の混乱を最小限に抑えるために、自治会内で「市民集積所」について、事前に検討し、周知しておくことが大切です。

- **検討** 市民集積所の設置場所（候補地）、分別方法、運営方法についてご検討ください。検討が難しい場合は、市役所環境保全課までご相談ください。
- **周知** 災害廃棄物の集積所（市民集積所）や運営方法が決まりましたら、自治会の皆さんへ周知・共有をお願いします。

□ 詳しくは、長浜市ホームページを参考にしてください

災害廃棄物について

災害廃棄物の種類、処理の重要性、出し方など説明をしています。



災害廃棄物の市民集積所・仮置場について

市民集積所・仮置場の役割と、分別の重要性を説明しています。



□ 災害時のごみ出しルール

ごみ出しの基本

分別は「平常時と同じルール」が基本です。災害時の災害廃棄物の収集については、市から市民の皆さまへごみの分別方法や出し方をお知らせします。

優先的に処理するごみ

生活ごみ（生ごみなどの腐敗性廃棄物）は、悪臭や害虫を防止するため「最優先」で収集します。そのため、保管可能な資源ごみや粗大ごみなどは収集できない場合があります。

～お問合せ先～

長浜市環境保全課

0749-65-6513

長浜市きれいなまちづくりパートナーシップ事業

きれいなまちづくりパートナーシップ事業とは

市民の快適な生活環境を守り、「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」を推進するために、地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止する活動に取り組めます。



協定を締結した自治会、地域づくり協議会には、取組みをPRする標識の配布、活動に要する経費の支援などを行います。

事業の実施要件

1. 団体の要件

○不法投棄防止する活動に継続して取り組む意思を持つこと

2. 活動の要件

○次のすべての活動を規定回数以上行うこと（※詳細裏面参照）

不法投棄防止パトロール	年10回
散乱ごみの収集	年2回
不法投棄防止のための周辺環境整備または啓発活動	年1回

○次年度以降も継続して活動を行うこと

○取組みにかかる計画と、実績報告を行うこと



市の支援内容

- 取組みをPRする標識等の配布。
- 活動に取り組む地区をモデル地区として指定し、取組みを内外にPR。
- 事業の実施に必要な経費に対して、総額15万円を上限とする補助金を交付。

補助率

- ①消耗品・原材料費・保険など：2/3
（対象経費の保険料については、事業実施参加人数1人1日当たり50円を上限とします。）
- ②廃棄物の処理費用：10/10
- ③湯茶等に限る飲料費：1/2
（活動実施1回1人当たり150円以内かつ総事業費の1/5以内）

対象

- ・活動に必要な物品の購入または借上げ費用
- ・啓発活動、環境整備用資材の購入費用
- ・その他活動に必要と認められる費用等（※詳細裏面参照）



不法投棄防止柵



車止め

きれいなまちづくりパートナーシップ事業募集の期間

申し込みについては、随時受け付けていますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ

長浜市役所環境保全課 生活衛生係

TEL：65-6513 FAX：64-1437

●活動要件

1. 「不法投棄防止パトロール」とは

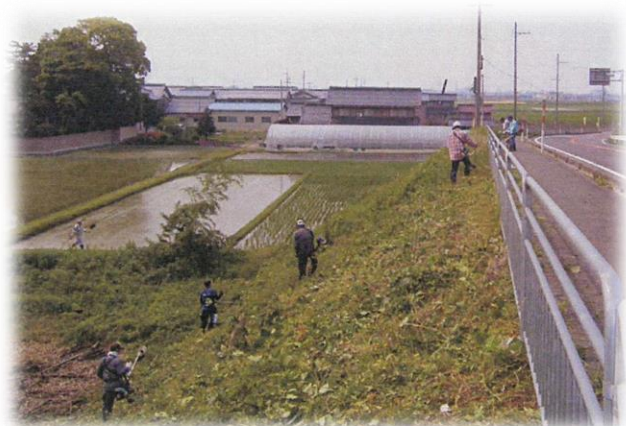
日頃から実施している「防犯パトロール」、「子どもの通学時間帯の見守り」などの際に、パトロール活動を実施することが、これにあたります。ただし、個人で行う健康づくりのためのウォーキング、犬の散歩などは対象となりませんが、まとめて実施し合わせてパトロール活動を実施する場合は、対象になります。

2. 「散乱ごみの収集」とは

定期的に行っている「地域清掃」なども対象になります。

3. 「不法投棄防止のための周辺環境整備または啓発活動」とは

外部から簡単にごみを持ち込まれたりしないよう柵や看板を設置したり、定期的に除草することもこれにあたります。また、不法投棄の温床となっている場所のごみの撤去作業や、取組みのPR活動等も対象です。



●補助金15万円の対象経費例

1. 「不法投棄防止パトロール」に係る経費

パトロール用のユニフォーム、ベスト、キャップ、たすき、車両用PRマグネットシート、のぼり旗など

2. 「散乱ごみの収集」に係る経費

用具（かま、袋、ひばし、軍手等）の購入費用、トラックや重機等のレンタル費用、テレビなどのリサイクル料金、ごみの処分費用、ボランティア保険など

3. 「不法投棄防止のための周辺環境整備または啓発活動」に係る経費

啓発看板、防止柵、フェンスの設置、定期的な除草作業、大規模なごみの撤去作業などにかかる経費、啓発チラシの作成です。

草刈鎌、草刈り機の替え刃、レンタル代、柵等の材料、看板の作成費用などがこれにあたります。

4. その他の費用

作業等の参加者への湯茶の提供

※草刈り機等の備品の購入、委託費用などは対象になりません。

※補助率は、経費によって異なります。

食品ロスを減らそう!!

★一人一人の3きり運動が長浜の未来を救う★

令和6年度に長浜市・米原市の家庭から出る燃えるごみの組成を調査した結果、生ごみ等が35%含まれていました。(参考:平成30年48.3%) 生ごみ(食品ロス)を減らしてお財布にも地球にも優しい生活を目指しましょう。生ごみや食品ロスを減らすポイントは「使いきり」「食べきり」「水きり」の「生ごみの3きり運動」です。生ごみや食品ロスの減量のため、3きり運動にご協力をお願いいたします。

ポイント①「使いきり」

食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用しましょう!



☑買い物に行く前に冷蔵庫の中身をチェック。消費期限までに、使いきれの必要な分だけ買いましょう。

☑野菜の食べられない部分を取り除く際、可食部分まで取り除かないようにしましょう。



▶食品の期限表示に関する豆知識

・賞味期限 おいしく食べることができる期限です。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。
(例)スナック菓子、カップ麺、缶詰など

・消費期限 期限を過ぎたら食べないほうがよいものです。
(例)牛乳、お弁当、サンドイッチなどのいたみやすい食品

ポイント②「食べきり」

必要な量だけ作るようにし、料理は食べきるようにしましょう!

☑料理は食べられる分量だけ作り、作りすぎてしまわないようにしましょう。

☑余ったおかずもアレンジして、残さず食べきりましょう。

☑食べきれなかった時は、冷蔵・冷凍保存して早めに食べきりましょう。

ポイント③「水きり」

生ごみの約8割は水分です。きちんと水をきってごみ出しをすることで、ごみの減量化や腐敗・悪臭防止にもつながります。

また、生ごみを燃やすエネルギー量も減らすことができます。

☑野菜などの使えない部分は洗う前に切り落としましょう

☑茶殻、コーヒーカス、果物の皮などは一晩おいて乾燥させてから燃えるごみに出しましょう。



簡単！「手作りグッズ」で生ごみの水きいをしよう♪



三角コーナーがなくても、お家にあるものを使って簡単に水きりができます。また、100円ショップなどに色々な水きりグッズも販売されています。ここでは一例として、新聞紙やチラシで三角コーナーを作って、野菜や果物の皮などの水分を取ってから生ごみを捨てる方法をご紹介します！



①新聞紙の見開き1枚(2ページ分)を半分に折り、横向き(輪は上)にして下半分を折る。



②裏返して、三つ折りにするように、まず片側だけ折る。

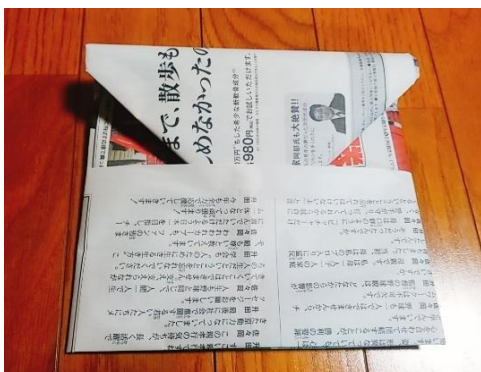


②で折ったポケット部分

③反対側も折る。この時②で先に折ったポケットになっているところに、差し込む。



④裏返して、上を中心へ向かって三角になるように折る。



⑤そのまま下のポケット部分に差し込むように折る。



⑥新聞三角コーナーの完成♪マチもつけると立てることができます。



急なお知らせも直接届きます



センター公式 LINE 友だち登録で、直接お知らせ

今度のごみの収集日は、大雪予報だ!!
んん・・・、ごみの収集はどうなる?



【友だち登録の手順】

※あらかじめ LINE アプリを入手(ダウンロード)し、使用できる状態にしてから①～③の操作をしてください。

- ①右の QR コードをスマホのカメラで撮影し、表示されたリンクを 1 回タッチ。⇒ LINE の画面で「友だちに追加」。
- ②運用ポリシーの同意確認。
- ③「メニュー」を開き、基本メニューの「受信設定」から、受け取りたい情報やお住まいの地域を登録すると、登録完了です。

※登録は、「受信設定」の画面の一番下の回答ボタンを押し、その次の、確認画面の一番下の送信ボタンを押すことで完了します。

【LINE で直接お知らせ】

- ★大雪・台風など荒天時のごみ収集の中止お知らせ
- ★ごみ減量・分別情報
- ★新施設整備状況のお知らせ

など



LINEの友だち登録と、



ごみ分別検索・収集日程お知らせアプリ

湖北地域のごみ分別のルール「こほくる～る」を、アプリで検索・確認できるアプリです。

このほか、お住まいの地域を登録すると、可燃ごみ、不燃ごみ、プラごみ、資源ごみ、粗大ごみ、すべての収集日程をカレンダー形式で確認できるほか、ご自身の設定により、収集日の前日や当日に、収集日のお知らせをスマホの通知でお知らせします。[通知機能をONにしておいてください]



アプリのご利用も!!

「収集日過ぎてた・・・」を防ぐ

日本語版は、こちらから

For foreign language versions

English・Español・Português・中文・Tiếng Việt

iOS 版

Android 版

iOS version

Android version



お問い合わせ:湖北広域行政事務センター 業務課 Tel62-7143
※上記の LINE・アプリの利用は無料ですが、スマホの通信料等の費用は利用者負担です。